

「『生きる力』を育む防災教育の展開」（平成25年3月文部科学省）から
火山災害に関する記載の抜粋

1 災害発生に備えた安全管理（事前の危機管理）

(ア) 火山災害（P 29～30）

火山噴火が予想される場合等には、「警戒が必要な範囲」を明示した「噴火警報」などの火山に関する情報が発表される。地域防災計画には、火山活動の推移に伴い「警戒が必要な範囲」がどのように拡大されるのか定められているので、「警戒が必要な範囲」と学校の所在地等との位置関係を平常時から事前に把握し、噴火警報の発表に応じて、適切な退避・避難行動がとれるように、教職員等の行動の仕方を事前に決めて理解しておくことが重要である。

※ 「警戒が必要な範囲」とは、大きな噴石、火碎流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に襲来し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象から逃げる必要がある範囲を示している。

2 災害発生時の対応（発生時の危機管理）

ウ 火山災害への対応（P 36～37）

(イ) 初期対応

- ・ 噴火警報等に応じて、また、自治体から発令される避難指示・避難勧告に応じて、児童生徒等の下校又は避難を速やかに検討する。テレビ、ラジオ、インターネット等で情報を収集し、噴火警報等の火山防災情報等に基づき、避難開始時期・避難方法を判断する。
- ・ 火山の噴火等（溶岩流、噴石、火碎流、火山泥流、火山灰、火山ガス等）に伴う災害発生に対しては、教育委員会や関係機関等と連絡を取り合って、児童生徒等の緊急下校や避難の措置をとる。

(ロ) 避難

- ・ 教育活動中に噴火が発生したときには、まず屋内の安全な場所に入るなどの避難行動をとることが必要である。
- ・ 噴火警報が発表された場合、「警戒が必要な範囲」の内側においては、直ちに範囲外に避難することが基本であり、自治体から発令される避難指示・避難勧告に従い適切な避難行動等をとることが必要である。
- ・ 「警戒が必要な範囲」の外側であっても、風向きによっては遠方までこぶし大の噴石が飛んでくる場合があり、噴火に気づいたら、まずは屋内に退避するなどの行動をとることが必要である。

(ハ) 留意点

- ・ 登山や温泉地への校外学習などでは、周囲の火山の活動状況や火山ガスの状況を確認する。火山ガスは噴火等の現象が見られなくても噴出している場合があり、登山や冬季の温泉地等で火山ガスによる事故が起こることがある。硫化水素は低濃度では卵の腐ったにおいがあるが、高濃度では臭気を感じなくなるため、において判断するのは危険である。